

信仰対象となる山中・巨岩の補償事例
Report No.9-2

作成者	K. N
作成日	1987.3

概要

本件は、瀬戸内沿いの某市某地区・背後山中にあって“役行者堂”と称される山岳信仰の流れを汲む宗教上の施設 ― 現状三段に積み重なった自然の岩塊 ― が高速道路の予定地内に所在することが判明し、この処置をめぐる問題発生したものである。

物件の概要

この岩塊は、ふもとの地区集落から山道を約400mほど登りつめた標高70mの地点で、周囲をアカマツ・ブナなどが生い茂るうっそうとした山林の中にある。その傾斜地に巨大な岩塊が自然のままの微妙なアンバランスでもって三段に積み重なり、一部又は全部が地表に露頭している。昔から地区住民が神のこもる霊岩としてあがめたてまつり、その巨岩に差し掛けた状態で建てられている2間×1.5間の行者造り拝殿にて採燈護摩をたき現世利益を願って加持祈とうなどの宗教活動を行っているものである。

本件の補償案件としての特徴

このような物件について、補償上どのようにとらえられるものか、まず対象物件が有する特徴は何かについて考えた。

すなわち、第1の特徴は、対象物件が山中に所在する自然物としての巨岩である。第2には、土着性の強い地区民（信者）の純粋な精神活動の対象として存在し、しかも個々人の趣味的な活動でなく現実に地区の集団的な行為として営まれている点にある。

このような特徴を有する物件の補償 ― を検討するに当たって、補償理論上次の様な問題点が検討された。

すなわち、対象物件は、その昔、“役行者”という超人的な修験道の宗教行為を崇敬する地区先達によって、対象物の超自然的な造詣のもと ― に神の存在を見だし、現世における災い、苦しみなどから逃れる願いをもって信仰の対象となっていたものである。

しかしながら、本来的には自然物であり、「補償基準」が基本的に対象としている私人の財産権の範疇に入るものなのか、また、対象物はその自然的、物質的な形からみて、客観

的に市場性を有するとは認められず、その価値は地区民が信仰の対象として付与した精神機能に基づく特殊な価値（尊厳価値）が認められるにすぎないものである。

このような観点からみると、「基準」〈土地補償額算定の基本原則〉において、「土地の取得」という行為は土地の構成物である地中の岩石・土砂などを含むとされており、山中に存する岩石等に対して、通常、土地代以外に別途対価補償（または移転補償）されるようなことはない。

更に、対象物が果たす中心機能は、非常に高度な精神活動であるが「基準」においては、このような精進損失に対する補償等の措置もとられていない。

従って、このような存在として対象物をみた場合、「補償基準」で書かれている内容にそぐわない。または、なじまないということが強く認識される。

しかしながら、宗教の対象物として現に存在しているものであるから、何等補償しなくてよいというわけにはいかないと考えられる。

具体的な補償方法

このような特殊な物件について、以下のような考え方にに基づき補償の対象物をとらえた。すなわち、本件岩塊は、自然物であって土地と一体となった物体であっても、そこに地区民が信仰の対象物として崇敬し、拝殿を設けるなど人間行為の働きかけにより、その機能性を昔から付与しているものである。従って、この現実から対象物を単なる土地の一部としてとらえるのではなく、土地というものが本来有する一般的な機能とは完全に遊離した宗教上の機能性をもって存在していることを、その現実の宗教行為から明らかに承認しなければならないと認められる。

つまり、本件巨岩は、土地の一部の構成物であっても、その機能性から一般的な神社・仏閣などの建物等と同じく「土地に定着する物件」ととらえるのが妥当と判断される。

このような対象物のとらえ方をすれば、「基準」で示めされている建物移転料に準じての補償算定が可能となる。

かかる考え方にに基づき、本件は岩塊等の移転に要する費用を補償積算したものである。なお、その際岩塊の移転先地は信仰する地区民との関係位置から場所を限定せざるを得ず周辺の地形から現在地よりややふもとに近づいた起業地外の山中を設定し、その場所への移転

工事費を算定した。

終わりに

本件は土着性の非常に高い信仰の対象物であるが、果して山中の自然岩塊が移転補償の対象となるかどうか、また、土地の対価補償との関連はどうなるのか、非常に深く考えさせられた事例である。

結論的には、移転方式でもって補償額の算定が可能となり、現実、地区住民によって、この“役行者堂”の移転が完了しているが、その他自然物が天然記念物となっているもの、また、摩涯仏など岩に刻み込まれ移転不可能なものが直後支障するような場合、どのように考えられるのか、派生的に考えを広げていくと興味のない事例があったと思われる。